

長野県森林土木調査等業務仕様書 新旧対照表

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p style="text-align: center;">長野県森林土木調査等業務仕様書</p> <p>第1編 地質調査業務共通仕様書 第1章 総則 第12節 打合せ等 6 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1、「ウィークリースタンス」※2に努める。</p> <p>※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>※2 <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p> <p>第39節 保険加入の義務 1 受注者は、雇用保険法（<u>昭和49年法律第116号</u>）、労働者災害補償保険法（<u>昭和22年法律第50号</u>）、健康保険法（<u>大正11年法律第70号</u>）及び厚生年金保険法（<u>昭和29年法律第115号</u>）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>第2編 測量業務共通仕様書 第1章 総則 第12節 打合せ等 7 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1、「ウィークリースタンス」※2に努める。</p> <p>※1 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>※2 <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">長野県森林土木調査等業務仕様書</p> <p>第1編 地質調査業務共通仕様書 第1章 総則 第12節 打合せ等 6 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p> <p>※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>第39節 保険加入の義務 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>第2編 測量業務共通仕様書 第1章 総則 第12節 打合せ等 7 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p> <p>※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p>第40節 保険加入の義務</p> <p><u>1</u> 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><u>2</u> 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>第2章 路線測量</p> <p>第4節 実測量</p> <p>(削除)</p> <p><u>第9節 伐開</u></p> <p><u>第1 伐開</u></p> <p><u>伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。</u></p> <p>第3章 山地治山等測量</p> <p><u>第11節 伐開</u></p> <p><u>第1 伐開</u></p> <p><u>伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。</u></p> <p>第3編 設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第11節 打合せ等</p> <p>5 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※<u>1</u>、「ウィークリースタンス」※<u>2</u>に努める。</p> <p>※<u>1</u> ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>※<u>2</u> <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p>	<p>第40節 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>第2章 路線測量</p> <p>第4節 実測量</p> <p><u>第7 伐開</u></p> <p><u>伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第3章 山地治山等測量</p> <p>(新設)</p> <p>第3編 設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第11節 打合せ等</p> <p>5 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p> <p>※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>

改正後（令和7年10月1日適用）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p>第38節 保険加入の義務</p> <p>1 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>第5章 治山施設点検業務</p> <p>第1節 治山施設点検業務</p> <p>第4 報告書の作成</p> <p>調査結果は、次の各号に掲げる図表等に取りまとめ、報告するものとする。</p> <p>1 「治山施設現地点検チェックシート」</p>	<p>第38節 保険加入の義務</p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>第5章 治山施設点検業務</p> <p>第1節 治山施設点検業務</p> <p>第4 報告書の作成</p> <p>調査結果は、次の各号に掲げる図表等に取りまとめ、報告するものとする。</p> <p>1 「治山施設点検調査シート」</p>